市長記者会見資料
令和８年 10 月 29 日
産業振興部農業水産課

８月の大雨被害に対する農業支援について

８月 27 日からの大雨により農作物の被害を受けた市内農業者に対して、緊急支援を行います。

１　農作物（水稲）被害緊急対策事業

(1)作物残渣（ざんさ）処理対策事業

内　　容：冠水被害等で刈取不能となったほ場について、次年度作付けに備えるための取組（鋤込（すきこ）みや除草散布等）に対して支援を行う

事業主体：生産者、農業団体等

補助金額：10,000 円/10a（定額）　※県と市で同額を支援

(2)ほ場生産力回復対策事業

内　　容：冠水被害等のあった生産者に対して、ほ場生産力の回復を図るための取組（土づくり資材の散布等）に対して支援を行う。

事業主体：生産者、農業団体等

補助金額：5,000 円/10a（定額）

２　農作物（果樹・野菜等）被害緊急対策事業

(1)野菜等被害緊急対策事業

内　　容：ほ場の２割以上の被害のあった野菜等の生産者に対して、緊急防除に要する農薬代と復旧に必要な経費（施肥等）に対して一部助成を行う。

事業主体：生産者組織等

事 業 費：緊急防除費　　9,000 円/10a

　　復旧費（施肥等）　9,000 円/10a

補 助 率：市 1/3、県 1/3

(2)果樹被害緊急対策事業

内　　容：ほ場の２割以上の被害のあった果樹生産者に対して、追加防除に要する農薬代と復旧に必要な経費（倒伏した樹体への補強に要する経費等）に対して一部助成を行う。

事業主体：生産者組織等

事 業 費：追加防除費　　9,000 円/10a

　　復旧費（支柱等）　6,000 円/本

補 助 率：市 1/3、県 1/3

３　見込額

1,171 千円（推定被害面積：水稲 約 2.9ha、果樹・野菜等 約 7.46ha）

【問合せ】
産業振興部農業水産課
TEL 20-1310（内線 2433）